

愛知県水道水質検査等実施要領

第一 目的

この要領は「愛知県水道水質管理計画」に規定する水質検査及び水質監視に関して必要な事項を定める。

第二 適用対象

この要領の対象は、県内の水道用水供給事業者、水道事業者及び専用水道設置者（以下「水道事業者等」という。）とする。

第三 水質検査項目

この要領に定める水質検査項目は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（以下「規則」という。）第15条第1項第1号イに規定される「毎日検査項目」、「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）に規定される「水質基準項目」（別表1）、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）において定められた「水質管理目標設定項目」（別表2）及び「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付け衛水第270号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）で示された「原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用な項目（以下「原水管理項目」（別表3）という。）」並びに「要検討項目」（別表4）とする。

第四 水質検査実施内容

1 採水場所

水道事業者等は、水質検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定すること。（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。）

なお、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。（愛知県水道用水供給事業者にあつては、水道事業者への供給地点における供給水で実施すること。）

また、検査に供する水の採取場所の数は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定すること。ただし、規則第15条第1項第2号に従い、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水の場所として選定することができる。

2 定期検査

(1) 毎日検査項目

水道事業者等は、規則第15条第1項第1号イに従い一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を実施すること。

(2) 水質基準項目

水道事業者等は、水質基準項目の水質検査を、規則第15条第1項第3号及び第4号に定める検査頻度に従い実施すること。

(3) 原水検査

水道事業者等は、全ての水源の原水について、水質基準項目（別表1の21から31及び48の項目を除く。）の水質検査を、水質が最も悪化する時期を含んで1年に1回以上実施すること。

また、低減化処理を行っている項目にあつては、必要に応じ、検査回数を増加して実施すること。

ただし、愛知県水道用水供給事業者又は水道事業者からの供給水のみで給水している送配水場系統を有している水道事業者及び専用水道設置者における当該送配水場原水の水質検査は、愛知県水道用水供給事業者又は当該水道事業者が、供給地点又は供給地点と同等の水質と考えられる検査地点において実施する水質検査に替えることができるものとする。

(4) 水質管理目標設定項目等

水道事業者等は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質管理目標設定項目、要検討項目及び原水管理項目の検査の実施に努めること。

なお、給水栓の採水場所は水質基準項目と同一場所とし、必要に応じて原水においても検査を実施すること。

(5) 水質監視

「愛知県水道水質管理計画」の規定により水質監視を実施する水道事業者等は、その規定に従い設定した地点・項目・頻度で水質監視を実施すること。

3 臨時検査

水道水が基準値を超過するおそれがある次の(1)から(6)の場合は、水質基準項目等のうち必要な項目について、直ちに、給水栓水等の水質検査を行うとともに、必要に応じ、原水の水質検査も行うこと。

(1) 異常な濁水、洪水時等において原水の水質が著しく悪化したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 水源の上流で汚染事故が発生したとき等において原水の水質に異常があつたとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。

(4) 浄水過程に異常があつたとき。

(5) 水道工事等による断減水があつたとき等水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(6) その他特に必要が認められるとき。

第五 報 告

1 水質検査計画の報告

水道事業者等（市の区域内の専用水道設置者を除く。以下第五において同じ。）は、水質検査計画を前年度末日までに愛知県建設局長宛て報告すること。

2 水質検査結果等の報告

水道事業者等は、第四の水質検査の検査結果及び水道給水フロー図等を翌年度5月末日までに様式1及び2により、愛知県建設局長宛て報告すること。

ただし、水道統計調査の水質編又は水道事業者等が独自に作成する水質年報等を提出することで、様式1の報告を省略することができる。

3 水質監視結果の報告

「愛知県水道水質管理計画」の規定により水質監視の実施主体である水道事業者等は、様式3により水質監視結果を翌年度5月末日までに愛知県建設局長宛て報告すること。

ただし、水道統計調査の水質編又は水道事業者等が独自に作成する水質年報等を提出することで、省略することができる。

第六 水質異常時の対応

1 別表1中1から31までの項目の対応

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

水道事業者等は、基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、水道法第23条の規定に基づき、直ちに取水又は給水の緊急停止措置を講じるとともに、愛知県建設局上下水道課（以下、「上下水道課」という。）（ただし市の区域内の専用水道設置者にあつては市。以下第六において同じ。）へ通報を行い、当該水の使用が危険である旨を住民等関係者にテレビ、ラジオ、広報車等を用いて周知するとともに、応急給水等を適切に行うこと。

人の健康を害するおそれがある場合とは、次のような場合が考えられる。

ア 水源又は取水、導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。

イ 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。

ウ 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。

エ 工業用水又は農業用水等の水管等に誤接合されていることが判明したとき。

また、水源又は取水、導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して

水質検査を行うとともに、上下水道課へ通報し、必要に応じて給水停止・関係者への周知を行うこと。

ア 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じたとき。

イ 臭気及び味に著しい変化が生じたとき。

ウ 魚が死んで多数浮上したとき。

エ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見したとき。

(2) 水質異常の早期発見

水道事業者等は、原水における水質異常を早期に把握するため、常に水源の監視を行うとともに、原水による魚類の飼育、自動水質監視機器等の導入を図ること。

また、平常時より関係行政機関の協力を求め、水源付近及びその後背地にある汚染源又は汚染源となるおそれのある工場、事業場、ゴルフ場等の立地状況及び汚染物質の使用並びに排出状況等の把握に努めること。

2 別表 1 中32から51までの項目の対応

水道事業者等は、基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策、取水・給水の停止及び上下水道課への通報等を実施すること。

なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、上記 1 の対応と同様に扱うこと。

3 原水の対応

水道事業者等は原水の水質検査結果に基づき、次により原水水質の維持管理強化を図ること。（別表 1 の 1 及び 2 の項目並びに低減化処理を行っている項目等を除く。）

(1) 基準値を超過した項目

水質検査結果が省令に規定する基準値を超過した場合は、直ちに給水栓水の水質検査を行うとともに、当該検査項目について当該原水の水質検査を少なくとも 1 か月毎に 1 回以上相当期間実施すること。

(2) 基準値の50%を上回った項目

水道原水の水質動向を確認するため、水質検査計画の検査実施回数の見直し等を行い水道水の安全確保に係る管理計画を策定すること。

(3) 基準値の70%を上回った項目

上記(2)の対策を実施するとともに、健康に影響を与える項目については、低減化対策について検討すること。

4 水質管理目標設定項目等の対応

水道事業者等は、水質管理目標設定項目等が目標値等を超過し、水質管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、人の健康を害

するおそれがある場合は、当該項目に係る低減化対策、取水・給水の停止及び上下水道課への通報等を実施すること。

5 水質異常時の危機管理体制の整備

水道事業者等は、水源の汚染又は汚染のおそれが発見された時に、直ちに上記1から4の対応がとれるよう危機管理マニュアル等を作成し、関係行政機関（上下水道課、管轄警察、河川管理者等）及び関係機関（水資源機構、漁業協同組合等）等への通報体制を整備するとともに、同体制を関係者に周知すること。

また、水源の汚染等の発見の連絡通報があった場合における、水道事業者等での組織内部の連絡網についても危機管理マニュアル等に明記すること。

6 摂取制限を伴う給水継続の実施

水道事業者等は、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成28年3月31日付け生食水発0331第2号から第4号）に基づき、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについて、一時的に基準値超過が見込まれる場合に、摂取制限を伴う給水継続を行うことができる。

なお、その場合においても、直ちにその実態把握を行うとともに、その原因を究明し、必要に応じて低減化対策を実施するとともに、水道利用者に対し、応急給水により飲用水を確保すること。

また、水道利用者に対する周知及び摂取制限の解除の方法についても、あらかじめ検討しておくこと。

第七 クリプトスポリジウム等の対策

水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施については、「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」（平成19年9月11日付け19生衛第578号愛知県健康福祉部健康担当局長通知）に従い的確に対策を講じること。

第八 浄水処理対応困難物質への対応

「浄水処理対応困難物質」の設定について」（平成27年3月6日付け健水発0306第1号から第3号）に基づき、水道水源の上流で浄水処理対応困難物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等を把握し、該当がある水道事業者等は、浄水施設に対する当該物質によるリスクの把握に努めること。

第九 その他

自ら水質検査（第四の2(1)の検査を除く。）を実施している水道事業者等は、水質検査に当たって、毒物及び劇物取締法等関係法令に基づき試薬等の管理を行うとともに、水質汚濁防止法等関係法令に基づき検査廃液、使用済みの試薬等の処理を行うこと。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

水質基準項目

(最終改正：令和2年厚生労働省令38号)

	検査項目	基準値等
1	一般細菌	100個/mL以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23	クロロホルム	0.06mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
26	臭素酸	0.01mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	200mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
40	蒸発残留物	500mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45	フェノール類	0.005mg/L以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

水質管理目標設定項目

(最終改正：令和 2 年 3 月 30 日付け生食発0330第 1 号)

番号	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下
4	削除	削除
5	1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg/L以下
6	削除	削除
7	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L以下
9	フタル酸ジ (2 - エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下
11	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)
15	農薬類 (別表 2 - (2))	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下
19	遊離炭酸	20mg/L以下
20	1, 1, 1 - トリクロロエタン	0.3mg/L以下
21	メチル - <i>t</i> - ブチルエーテル	0.02mg/L以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
23	臭気強度 (TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1 mLの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)
29	1, 1 - ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタニ酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタニ酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下 (暫定)

水質管理目標設定項目の内農薬類(目15)の設定項目

(最終改正：令和4年3月31日付け生食発0331第3号)

農薬番号	農薬成分	農薬番号	農薬成分
1	1, 3 - ジクロロプロベン (D - D)	61	チオベンカルブ
2	2, 2 - DPA (ダラボン)	62	テフリルトリオン
3	2, 4 - D (2, 4 - PA)	63	テルブカルブ (MB PMC)
4	EPN	64	トリクロピル
5	MCPA	65	トリクロロホン (DEP)
6	アシュラム	66	トリシクラゾール
7	アセフェート	67	トリフルラリン
8	アトラジン	68	ナプロバミド
9	アニロホス	69	パラコート
10	アミトラズ	70	ピペロホス
11	アラクロール	71	ピラクロニル
12	イソキサチオン	72	ピラジキシフェン
13	イソフェンホス	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
14	イソプロカルブ (MIPC)	74	ピリダフェンチオン
15	イソプロチオラン (IPT)	75	ピリプチカルブ
16	イブフェンカルバゾン	76	ピロキロン
17	イプロベンホス (IBP)	77	フィプロニル
18	イミノクタジン	78	フェントロチオン (MEP)
19	インダノファン	79	フェノブカルブ (BPMC)
20	エスプロカルブ	80	フェリムゾン
21	エトフェンブロックス	81	フェンチオン (MPP)
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	82	フェントエート (PAP)
23	オキサジクロメホン	83	フェントラザミド
24	オキシシン銅 (有機銅)	84	フサライド
25	オリサストロビン	85	ブタクロール
26	カズサホス	86	ブタミホス
27	カフェンストール	87	ブプロフェジン
28	カルタップ	88	フルアジナム
29	カルバリル (NAC)	89	プレチラクロール
30	カルボフラン	90	プロシミドン
31	キノクラミン (ACN)	91	プロチオホス
32	キャブタン	92	プロピコナゾール
33	クミルロン	93	プロビザミド
34	グリホサート	94	プロベナゾール
35	グルホシネート	95	プロモブチド
36	クロメプロップ	96	ベノミル
37	クロルニトロフェン (CNP)	97	ベンシクロン
38	クロルピリホス	98	ベンゾピシクロン
39	クロロタロニル (TPN)	99	ベンゾフェナップ
40	シアナジン	100	ベンタゾン
41	シアノホス (CYAP)	101	ベンディメタリン
42	ジウロン (DCMU)	102	ベンフラカルブ
43	ジクロベニル (DBN)	103	ベンフルラリン (ベスロジン)
44	ジクロルボス (DDVP)	104	ベンフレセート
45	ジクワット	105	ホスチアゼート
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	106	マラチオン (マラソン)
47	ジチオカルバメート系農薬	107	メコプロップ (MCP)
48	ジチオピル	108	メソミル
49	シハロホップブチル	109	メタラキシル
50	シマジン (CAT)	110	メチダチオン (DMTP)
51	ジメタメトリン	111	メトミノストロビン
52	ジメトエート	112	メトリブジン
53	シメトリン	113	メフェナセット
54	ダイアジノン	114	メプロニル
55	ダイムロン	115	モリネート
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート		
57	チアジニル		
58	チウラム		
59	チオジカルブ		
60	チオファネートメチル		

別表 3

原水管理項目

番 号	項 目
1	アンモニア態窒素
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)
3	化学的酸素要求量 (COD)
4	紫外線 (UV) 吸光度
5	浮遊物質 (SS)
6	侵食性遊離炭酸
7	全窒素
8	全りん
9	トリハロメタン (THM) 生成能
10	生物

要 検 討 項 目

(最終改正：令和3年3月26日付け薬生水発0326第1号)

番 号	項 目	目標値 (mg/L)
1	銀及びその化合物	—
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	—
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	—
7	17-β-エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	—
13	2, 4-トルエンジアミン	—
14	2, 6-トルエンジアミン	—
15	N, N-ジメチルアニリン	—
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	—
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	—
22	1, 2-ブタジエン	—
23	1, 3-ブタジエン	—
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006※ (暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロ酢酸	—
30	ジブロモクロロ酢酸	—
31	ブロモ酢酸	—
32	ジブロモ酢酸	—
33	トリブロモ酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブロモクロロアセトニトリル	—
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX	0.001
39	削除	削除
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	削除	削除
43	削除	削除
44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—

※トリブチルスズオキサイドの目標値